

わが国の農業産出額の2割を占める九州は、食品加工業を含めた食の産業のポテンシャルが高い。ところが、その現場に必要な従事者が不足している現状がある。外国人の雇用は労働力不足緩和の一つの対策だが、受け入れ企業にはその定着や戦略化に向けた社内コミュニケーションの醸成が求められる。

安い労働力からの「戦力化」はまだ道半ば

外国人労働者



食品加工業

技能実習での雇用では「処遇が不当」との訴訟も

コミュニケーションの成否で明暗

「梅の花」久留米CKに50人 専門用語の理解のため苦心

「湯葉と豆腐の店梅の花」などを展開する梅の花（福岡県久留米市）で、弁当・総菜などを製造する久留米セントラルキッチンでは、製造部の従業員約130人のうち約50人の外国人を雇用している。同社は国内に自社工場を構え、飲食店事業や食品製造業を展開している。サステナビリティ経営への取り組みもしており、その一環として、多様な人材を活用しているが、外国人雇用で特に難しさを感じた点は「言語」と「文化」だったという。同社の外国人労働者のほとんどはベトナム人で、コミュニケーションの方法としては通訳を介しているが、それだけでは不十分な場合もあったという。例えば、業務で使う「にがり」など専門用語を説明するときは何時間もの時間と労力が必要になったことがある。また、文化の違いによる近隣住民からの苦情や体の不調などに対応する事態も生じた。しかし、そのような対応をする中で外国

人労働者も信頼してくれるようになった。

同社はより円滑に業務を進めるため、マニュアルをAI（人工知能）で言語変換するツールを使い、業務を教えるとともにコミュニケーションの負担を減らした。同社では「特定技能制度」ができ、現地に行かず、日本で採用活動ができるようになった。また、就労



久留米セントラルキッチンで湯葉揚げ製造を担当しているベトナム人

に対する意識が高い外国人や日本語能力が高い外国人が勤務するようになった。特定技能の外国人に技能実習生や留学生への指導を担ってもらい、助かっている」と話している。

「華味鳥」のトリゼングループ 支援団体に100人以上雇用

銘柄鶏になっている華味鳥（はなみどり）を知る人は多いだろう。その生産を担うトリゼングループでは20年以上前から外国人労働者を雇用している。その中でも養鶏や食肉処理・加工を担う中核のトリゼン食鳥肉協同組合（佐賀県唐津市）の処理工場では、技能実習生での雇用がスタートだった。そのころは中国人を約45人雇用、1日の処理羽数の増加や事業拡大に伴い、技能実習生の人数も増え続けた。また、2019年4月に特定技能制度による労働者の受け入れを開始し、現在はグループで特定技能外国人と技能実習生で100人以上になっている。そのうち特定技能外国人は2割で、残りの8割は技能実習生だ。同組合に出資し、食鳥肉の販売や加工などを担うトリゼンフーズ（福岡市）の手塚貴博専務は「外国人労働者は安価な労働力ではなく、生産の基盤となっている。また、特定技能外国人制度により、待遇も日本人と同水準になった。外国人労働者はハングリー精神があり、仕事への熱意につながっている場合もある」と話す。

同グループでは「外国人労働者とのコミュニケーションは円滑に進んでいる」というが、これには採用する際に協力企業との連携も深く関わっている。特定技能制度ができる前は、1社のみでの連携だったが、その後の採用の際に連携している企業は約5社に増えた。そのうちの1社で、同社の手塚専務が理事でもある「日本料飲外国人雇用協会」（東京）は、外食や飲食料品

製造などに特化した外国人の就労支援や紹介事業をしているほか、外国人の受け入れから日本語の教育、アフターフォローなどしている。そのかきがあり、紹介した特定技能による企業への定着率は90%となった。このような支援を受けた日本語ができる外国人が在籍しているため、日本人とのコミュニケーションも業務にあまり支障なく行われている。また、バーベキューやパーティーを実施し、外国人に合う方法でコミュニケーションを図っているという。

ところが、技能実習生受け入れの難しさに直面するケースも少なくない。九州でも23年



糸島工場でチキンカツの製造作業に携わるベトナム人

12月、鹿児島県枕崎市のかつお節工場で働いていた元外国人技能実習生が、不当な処遇で精神的な苦痛を受けたとして、同工場の監理団体と同工場を相手取り、損害賠償を求め訴訟を鹿児島地裁に起こした。

訴えたのは、20〜30代のフィリピン女性4人。雇用契約や事前の説明にない早朝勤務や重労働を課され、私生活でも、組合が提供する宿舍で法令に違反する狭い部屋での共同生活を強いられたほか、外出や異性との交流を制限されたなどと涙ながらに主張した。要求額は約1000万円で、原告側の弁護士は「長期にわたり人権侵害を受けていた」と断じた。

元実習生4人はたまりかねて居住していた監理団体の寮から逃げ出し、うち2人は関西で、2人は県内の別の監理団体に保護された。

こうした中、厚生労働省と法務省は23年12月4日、監理団体に対する行政処分を行った。受け入れ先が法令を遵守しているかどうかの確認を怠ったこと、寮の家賃を実費より高く給与から天引きしていたことを指摘し、改善命令を出した。監理団体はこれに従い、問題点を改善。それから1年が経過したが、元実習生らとの係争は今も続いているという。

実習生「処遇が不当」と提訴 国が法令順守求め行政処分

ところが、技能実習生受け入れの難しさに

直面するケースも少なくない。九州でも23年